

(1) 定額法の算式(所令 120 の 2①一)

$$\frac{\text{償却の基礎になる金額} \times \text{耐用年数に応ずる} \times \text{その年に業務の用に供された月数}}{\text{(取得価額)} \times \text{定額法の償却率} \times 12} = \text{減価償却費}$$

※ 未償却残高が1円になるまで償却します(所令134①二)。

※ 月数は、暦に従って計算し、1月に満たない端数を生じたときは、これを1月とします(所令 132②)。

(2) 定率法の算式(所令 120 の 2①二口)

$$\text{調整前償却額} = \left(\begin{array}{l} \text{償却の基礎になる金額} \\ \text{取得価額} - \text{前年末までの減価償却費の累積額} \end{array} \right) \times \frac{\text{耐用年数に応ずる定率法の償却率}}{100}$$

$$\text{ii} \quad \text{取得価額} \times \text{耐用年数に応ずる保証率} = \text{償却保証額}$$

iii 調整前償却額 $\geq$ 償却保証額 のとき

$$\text{調整前償却額} \times \frac{\text{その年に業務の用に供された月数}}{12} = \text{償却費}$$

調整前償却額＜償却保証額 のとき

$$\text{改定取得価額} \times \frac{\text{耐用年数に応ずるその年に業務の用に供された月数}}{\text{改定償却率} \times 12} = \text{減価償却費}$$

※ 改定取得価額とは、最初に調整前償却額が償却保証額に満たないこととなる年の1月1日における未償却残高をいいます。

※ 未償却残高が1円になるまで償却します(所令134①二)。

※ 月数は、暦に従って計算し、1月に満たない端数を生じたときは、これを1月とします(所令 132②)。

(3) 旧定額法の算式(所令 120①一イ(1))

$$\frac{\text{償却の基礎になる金額} \times \text{耐用年数に応ずる} \times \text{その年に業務の用に供された月数}}{\text{(取得価額の 90\%)} \times \text{旧定額法の償却率} \times 12} = \text{減価償却費}$$

※ 減価償却費の累積額が取得価額の 95%相当額に達するまで、上記算式で計算します(所令 134①一)。

※ 月数は、暦に従って計算し、1月に満たない端数を生じたときは、これを1月とします(所令 132②)。

(4) 旧定率法の算式(所令 120①一イ(2))

$$\frac{\text{償却の基礎になる金額}}{\text{耐用年数に応ずる}} \times \frac{\text{その年に業務の用に供された月数}}{12} = \text{減価償却費}$$

$$\frac{\text{取得前年未までの減価償却費の累積額}}{\text{旧定率法の償却率}} \times \frac{\text{その年に業務の用に供された月数}}{12} = \text{減価償却費}$$

※ 減価償却費の累積額が取得価額の 95%相当額に達するまで、上記算式で計算します(所令 134①一)。

※ 月数は、暦に従って計算し、1月に満たない端数を生じたときは、これを1月とします(所令 132②)。